

【議案2】 一般社団法人化について

昨年度 法人化準備を進めることについて議決 いただき、今年度は登記手続きについて最終議決をいただく予定としていましたが、役員会の判断として今年度は **設立準備委員会(仮称)の設置について議決** をいただき、下記要件項目を模擬的に運営しながら課題を整理して定款に反映することにいたしました。

要件項目(案)

1. 法人の形態

非営利型一般社団法人 といたします。**普通型** は全所得が課税対象となりますが、**非営利型** は収益事業の所得のみ課税対象となり、**年会費や寄付金は非課税** となります。

非営利型における **共益的活動を目的とする法人** を選択します。会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的とし、主たる事業として収益事業は行いません。

2. 登記住所

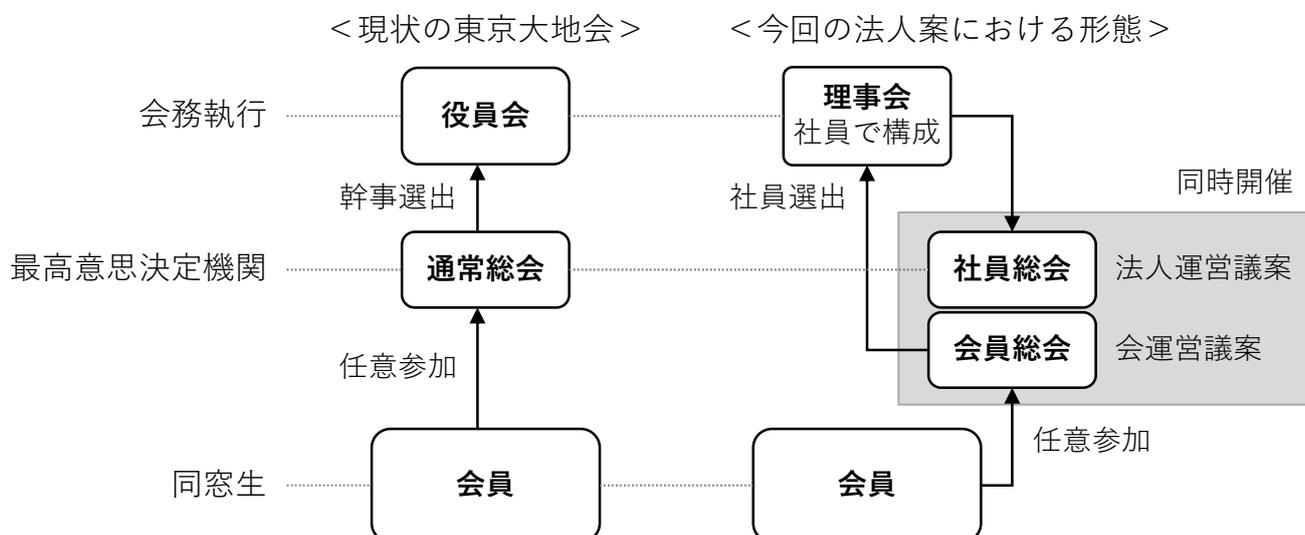
法人を維持するための主な費用として、登記住所を確保するためのバーチャルオフィス家賃と法人住民税・均等割があります。横浜市・川崎市・千葉市などは減免措置により税金をゼロにできますが、家賃が都内より高くなります。都内に登記した場合は毎年7万円の税金が発生しますが、格安のバーチャルオフィスが存在し、トータル費用はさほど変わらないことから **東京都内に登記** する方針です。

3. 組織構成

現組織は、規約に基づき会費を納めている会員によって構成され、会員から選出された幹事(および監事にて役員会を構成)に会務の執行を委任する構造となっており、通常総会が最高意思決定機関となっています。

一般社団法人化された同窓会では、会員から選出された社員による **社員総会が最高意思決定機関** となり **会務の執行を理事会に委ねる** 構造が一般的です。ここでの **社員** とは法人の職員ではなく、会社法上の会員の代表者となります。

極力現在の組織・意思決定形態を踏襲する形で運営 することを基本とする方針です。

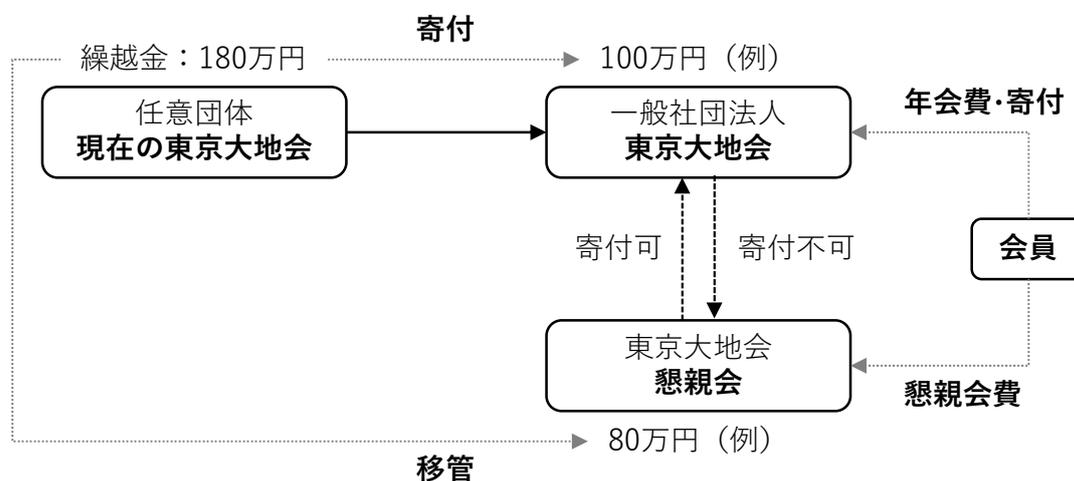


4. 懇親会の取り扱いについて

懇親会費を徴収する懇親会は主たる収益事業となるため、共益的活動を目的とする法人では主催できません。そこで、懇親会は従来の学年幹事主催にて実施する体制（総会は新設する一般社団法人が開催）といたします。

- 一般社団法人 **東京大地会**
年会費 (2,000円) と寄付による運営を行います。
- 東京大地会 **懇親会**
懇親会費による運営を行います。

現在の東京大地会の繰越金は約180万円あり、一部を一般社団へ **寄付** として移管します。非営利型の一般社団法人からは寄付ができないため、懇親会を継続するための基金として、残額を学年幹事にて管理し、毎年引き継ぐことを想定しています。



5. その他

- 会計年度は、9月1日～8月31日を想定しています。
- 一般社団法人の社員は副業には当たりません、理事は副業に当たる可能性があります。
- 役員報酬をゼロとして、従来通りボランティアの扱いとします。よって理事や監事は損害賠償責任を負いません。
- 公益法人への寄付は控除対象となりますが、一般社団への寄付は控除対象外です。
- 今回は主たる事務所を都内に設置する予定です。
 - 将来、大地会全体を法人に移行する場合は、主たる事務所を税金の減免措置のある岩見沢市に変更登記、従たる事務所を東京に登録することができます。
 - 決算は事務所単位となるので従来の支部単位の運営継続が可能です。
- 110周年などの寄付については、会員の皆様からの預り金として対応いたします。

来年度の総会で定款や登記住所を示して、法人登記を行うこと的最终議決を得た後、**2023年9月に新たに一般社団法人東京大地会としてスタート**することを目指します。